

## 工事現場における施工体制の点検要領

(平成 14 年 9 月 2 日国図管第 103 号)

改正 令和 7 年 10 月 24 日国図管 2510151 号

### 1 目的

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

この要領は、国立国会図書館が発注した請負工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものとする。

### 2 適用対象

点検のうち監理技術者等の専任に関する点検は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条(主任技術者及び監理技術者の設置等)第 3 項に該当する工事(請負代金の額が 4,500 万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、9,000 万円以上のもの)について行うこととする。また、施工体制台帳等に関する点検は、建設業法第 24 条の 8(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)に該当する工事(下請契約の請負代金額の合計金額が 5,000 万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、8,000 万円以上のもの)について行うこととする。

### 3 点検の基本

#### (1) 点検事項

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号。以下「適正化法」という。)、同施行令(平成 13 年政令第 34 号)及び同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 13 年 3 月 9 日閣議決定)において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について点検すること。

#### (2) 建設業許可行政庁等への通知

点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、その事実を建設業許可行政庁等に通知すること。

ア 建設業法第 8 条第 9 号、第 11 号(同条第 9 号に係る部分に限る。)、第 12 号(同条第 9 号に係る部分に限る。)、第 13 号(同条第 9 号に係る部分に限る。)  
若しくは第 14 号(これらの規定を同法第 17 条において準用する場合を含む。)  
又は第 28 条第 1 項第 3 号、第 4 号(同法第 22 条第 1 項に係る部分に限る。)  
若しくは第 6 号から第 8 号までのいずれかに該当すること。

イ 適正化法第 15 条第 2 項若しくは第 3 項、同条第 1 項の規定により読み替えて適

用される建設業法第 24 条の 8 第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項又は同法第 19 条の 5、第 26 条第 1 項から第 3 項まで、第 26 条の 2 若しくは第 26 条の 3 第 7 項の規定に違反したこと。

(3) 工事成績への反映

入札・契約手続における監理技術者の専任制の確認及び現場における施工体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映すること。

4 入札・契約手続における監理技術者の専任制の確認等

(1) 入札前における確認

請負工事の申込者を対象に、配置予定監理技術者の他の工事の従事状況（工事名、工期など）を、競争参加資格確認申請書又は技術資料（以下「申請書等」という。）の項目として追加し、提出を求めること。

(2) 契約後における確認

監理技術者としての専任を要する工事相互において重複、あるいは所属及び資格者証保持に疑義があるとの情報の提供を受けた工事について、他工事の発注者と連絡、情報交換するとともに、契約の相手方に疑義情報の内容を電話、面接等で確認すること。

専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することができるものとする。ただし、契約解除が困難な場合においては、当該違反を是正させた上で、指名停止及び工事成績の減点を行うものとする。なお、当該工事の監理技術者の交替は発注者が承認した場合のほかは認めないこと。

5 現場における施工体制の把握

(1) 監理技術者資格証の点検

工事着手前等に監理技術者資格者証の提示を求め、その者が、工事請負契約書に基づきあらかじめ通知を受けた監理技術者と同一人であり、元請会社に所属する者であることを確認すること。

このとき、不適切な点があった場合には、工事請負契約書に基づく契約の解除も選択に含めて必要な措置を講じること。

(2) 配置予定技術者と契約後の通知に基づく監理技術者の同一性の点検

工事請負契約書に基づく通知による監理技術者が、申請書等に記載された配置予定技術者と同一人であり、元請会社に所属する者であること。

このとき、不適切な点があった場合には、配置予定技術者と同一人を監理技術者とすることを求める等必要な措置を講じること。

(3) 現場の常駐状況の点検

現場での監理技術者の常駐状況について、適切な頻度で点検すること。このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(4) 施工体制台帳の点検

提出された施工体制台帳及びそれに添付が義務づけられている下請契約書及び再下請通知書等を工事期間中に点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(5) 施工体系図の点検

施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(6) 施工体制の把握

施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳及び施工体系図が実際の体制と異なるものでないかを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(7) 施工中の建設業許可を示す標識等の点検

建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること及び労災保険関係の掲示項目が掲示されていることを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 24 日から施行する。